

## 山形県内 11 か所の駅前駐輪場で自転車安全利用を訴え

～山形損保会から 39 名が参加、青切符制度や保険加入、ヘルメット着用などを呼びかけ～

日本損害保険協会東北支部山形損保会（会長：鈴木 太郎・三井住友海上火災保険株式会社山形支店長）は、5月21日（木）に山形県内 11 か所において、県や警察、交通関係者などとともに、自転車の安全利用促進に関する県内一斉街頭啓発活動を実施しました。

山形県と山形損保会は、2020年に「自転車の安全で適正な利用の促進に関する連携協定」を締結し、交通事故防止の取組みを進めており、毎年、合同で啓発活動を行っています。

今年4月から、自転車の交通違反に「交通反則通告制度（青切符）」が導入され、16歳以上の運転者は取締りの対象となっています。当日は、山形損保会から39名が参加し、朝の通学・通勤時間帯に、県内11か所の駅前にある駐輪場付近において、高校生等に啓発チラシ等を配布し、青切符制度や自転車保険への加入、ヘルメット着用など、自転車の安全利用を呼びかけました。

あいにくの雨模様ではありましたが、高校生を中心とした約2,300名の県民の皆さんに周知を図ることができました。また、県内のマスコミ4社からも取材があり、自転車の安全利用に関する関心の高さもうかがえました。

今後も、当支部では、関係機関と連携して交通安全に関する取組みを推進し、県民の安全・安心に繋げてまいりたいと思います。



山形駅前での啓発



警官とともに駐輪場内で啓発